

宇城市地活第 12 号  
令和 7 年 11 月 25 日

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる  
協議が調っていることの証明書

令和 7 年 11 月 13 日付け宇城市地域公共交通活性化協議会において、下記  
事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

既存路線の変更

| 項目                                   | 内容                               |
|--------------------------------------|----------------------------------|
| 1 路線名                                | さんばーる－三角産交線                      |
| 2 運行態様                               | 変更なし                             |
| 3 運行区域                               | 変更なし                             |
| 4 停留所                                | 変更なし                             |
| 5 運行路線・系統                            | 変更なし                             |
| 6 使用車両                               | 変更なし                             |
| 7 発地の発着時刻                            | 別紙のとおり                           |
| 8 運行開始予定日                            | 令和 7 年 12 月 31 日                 |
| 9 運賃（料金）の種類、額及び適用方法                  | 変更なし                             |
| 10 適用する期間又は区間その他の条件を付<br>する場合には、その条件 | 令和 7 年 12 月 31 日から令和 8 年 1 月 2 日 |

宇城市地域公共交通活性化協議会  
会長 亀井 誠